

観音寺東公民館運営協力委員会会則

(名称)

第1条 この会は、観音寺東公民館運営協力委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、東公民館の運営について館長の諮問に応じ、各種の事業の企画実施につき審議協力するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員の定数は、30名以内とし次の各号に掲げる者より構成する。

- (1) 区域内の各自治会長
- (2) 区域内に住所を有する学識経験者等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長1名・副委員長1名
- (2) 役員を選出方法は、委員の互選とする。
- (3) 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という）を主宰し、委員会を代表する。
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議の開催招集)

第6条 会議は、委員長が必要と認めた時又は委員の3分の1以上の請求があった時これを開催する。

- 2 会議は、委員長が招集する。
- 3 会議の招集は会議の場所及び日時、会議に付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(職員の出席)

第7条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(補足)

第8条 この会則に定めるものの外、委員会について必要なことは委員長が会議にはかって定める。

附 則

この会則は、昭和46年6月4日から施行する。

附 則

第4条の会則改正は、昭和51年6月21日から施行する

附 則

第5条の会則改正は、昭和53年6月3日から施行する。

附 則

第5条第4項の会則改正は、昭和59年6月9日から施行する。

附 則

第5条第4項の会則削除改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

第6条第1項の会則改正は、平成10年4月1日から施行する。